



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

522	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
523	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	2
524	生活保護法による指定医療機関の休止	(").....	3
525	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
526	"	(").....	3
527	生活保護法による介護機関の指定	(").....	4
528	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	4
529	"	(").....	4
530	"	(").....	5
531	指定一般相談支援事業者の指定	(").....	5
532	基本測量の実施	(技術調査課).....	5
533	"	(").....	5
534	基本測量の終了	(").....	6
535	公共測量の実施	(").....	6
536	公共測量の終了	(").....	6
537	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	6
538	"	(").....	7
539	"	(").....	7
540	"	(").....	7
541	"	(").....	8
542	"	(").....	8
543	"	(").....	8
544	"	(").....	9
545	"	(").....	9
546	"	(").....	10
547	"	(").....	10
548	"	(").....	10
549	"	(").....	11
550	道路の区域変更	(道路保全課).....	11
551	道路の供用開始	(").....	12
552	道路の区域変更	(").....	12
553	"	(").....	12
554	道路の供用開始	(").....	13
555	道路の区域変更	(").....	13
556	道路の供用開始	(").....	13
557	すさみ古座線(仮称2号トンネル)道路改良工事に係る一般競争入札に参加する者に必要		

な資格等	(道路建設課).....	14
558 河川区域の変更	(河川課).....	18
559 廃川敷地の発生	(〃).....	18
560 都市計画の変更	(都市政策課).....	19
561 〃	(〃).....	19
562 〃	(〃).....	19
563 一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	20
○ 海区漁業調整委員会指示		
1 まき餌船釣り等の禁止等	 20
2 ウミガメの採捕等	 22
○ 公告		
入札公告	(道路建設課).....	23

告 示

和歌山県告示第522号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
田訪新 18-02	株式会社GET	大阪府岸和田市春木若松町1-28	訪問看護ステーション でいご	田辺市高雄二丁目15-2 7	令和 3. 12. 31
田訪新 13-29	株式会社Link	田辺市高雄1-11-10	訪問看護ステーション 和	田辺市高雄1-11-10	令和 4. 1. 21

和歌山県告示第523号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
医療法人さくら会	海南市名高140-1	ケアサポートさくら 訪問看護ステーション	海南市大野中458-1	訪問看護・介護予 防訪問看護	平成 28. 12. 18
医療法人さくら会	海南市名高140-1	ケアサポートさくら	海南市大野中458-1	居宅介護支援事業	平成 28. 12. 18

セントケア和歌山株式会社	和歌山市紀三井寺840-39	セントケア橋本	橋本市橋本一丁目7-15	訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	令和3.7.6
株式会社Link	田辺市高雄1-11-10	訪問看護ステーション和	田辺市高雄1-11-10	訪問看護・介護予防訪問看護	令和4.1.21

和歌山県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
橋歯新31-27	CURE dental office	橋本市あやの台1-44-3	令和2.7.1

和歌山県告示第525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀医新63-03	那賀休日急患診療所	紀の川市東大井366-1	令和3.9.5
御薬新27-03	ひなた薬局	御坊市湯川町財部221-11	令和4.2.1
岩医新53-03	岩出こころの診療所	岩出市大町160-10	令和4.2.1
田医新92-03	土井皮フ科	田辺市中万呂32-1	令和4.3.1
田薬新46-03	はな薬局田辺店	田辺市中万呂61-5	令和4.3.1

和歌山県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
西訪新 13-03	株式会社GET	大阪府岸和田市春木若 松町1-28	訪問看護ステーション でいご	西牟婁郡白浜町941-1	令和 4. 1. 1
田訪新 19-03	株式会社Link	田辺市上の山1-7-27	訪問看護ステーション 和	田辺市上の山1-7-27	令和 4. 1. 22

和歌山県告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年月日
医療法人さくら会	海南市名高140-1	ケアサポートさくら 訪問看護ステーション	海南市鳥居3-1	訪問看護・介護予 防訪問看護	平成 28. 12. 19
医療法人さくら会	海南市名高140-1	ケアサポートさくら	海南市鳥居3-1	居宅介護支援事業	平成 28. 12. 19
セントケア和歌山株 式会社	和歌山市紀三井寺84 0-39	セントケア橋本	橋本市岸上558-3 2 階	訪問介護・居宅介 護支援事業	令和 3. 7. 7
株式会社Link	田辺市上の山1-7-27	訪問看護ステーション 和	田辺市上の山1-7-27	訪問看護・介護予 防訪問看護	令和 4. 1. 22

和歌山県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012250 787	カタチ目良	田辺市目良37-2 8 1F	生活介護	特定なし	株式会社ADVANCE	西牟婁郡上富田 町生馬1190-10	令和 4. 4. 1

和歌山県告示第529号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期年月日
3012410563	キミト☆ミライ	西牟婁郡白浜町十九淵222番地	就労継続支援B型	身体障害者(肢体不自由者、視覚障害者又は内部障害者に限る。)知的障害者精神障害者	株式会社竹千代	海南市日方1512-10	令和4.4.1

和歌山県告示第530号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期年月日
3012520379	ケアホームやや	東牟婁郡串本町串本939	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	有限会社熊野 タイムス印刷	東牟婁郡串本町串本890-7	令和4.4.1

和歌山県告示第531号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期年月日
3031400652	相談支援事業所 やまかず	海南市七山772-43	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	株式会社やま かず福祉会	海南市七山772-43	令和4.4.1

和歌山県告示第532号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(航空重力測量)
- 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第533号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間 令和4年5月17日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町並びに伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町

和歌山県告示第534号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和4年1月7日から令和4年3月11日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町並びに伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町

和歌山県告示第535号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和4年4月15日から同年9月7日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡古座川町佐田地内

和歌山県告示第536号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき田辺市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ作成 レベル2500）
- 2 作業期間 令和2年12月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域 旧田辺市内

和歌山県告示第537号

和歌山県和歌山市新在家・中之島の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和2年3月3日から令和3年11月24日まで
- 3 成果の名称

和歌山県和歌山市新在家・中之島の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市新在家・中之島の各一部地区

5 認証年月日

令和4年3月29日

和歌山県告示第538号

和歌山県和歌山市新在家・太田・出水の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

令和2年3月3日から令和3年11月24日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市新在家・太田・出水の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市新在家・太田・出水の各一部地区

5 認証年月日

令和4年3月29日

和歌山県告示第539号

和歌山県橋本市隅田町霜草の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県橋本市

2 調査を行った時期

平成29年4月11日から令和3年3月19日まで

3 成果の名称

和歌山県橋本市隅田町霜草の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県橋本市隅田町霜草の一部地区

5 認証年月日

令和4年3月29日

和歌山県告示第540号

和歌山県橋本市学文路の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成31年3月5日から令和3年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市学文路の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市学文路の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年3月29日

和歌山県告示第541号

和歌山県田辺市長野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和3年10月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市長野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市長野の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年3月29日

和歌山県告示第542号

和歌山県田辺市秋津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和3年10月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市秋津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市秋津川の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年3月29日

和歌山県告示第543号

和歌山県紀の川市上鞆渚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和3年11月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市上鞆渚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市上鞆渚の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年3月29日

和歌山県告示第544号

和歌山県紀の川市上鞆渚・中鞆渚の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和3年10月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市上鞆渚・中鞆渚の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市上鞆渚・中鞆渚の各一部地区
- 5 認証年月日
令和4年3月29日

和歌山県告示第545号

和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年1月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区

5 認証年月日

令和4年3月29日

和歌山県告示第546号

和歌山県海草郡紀美野町毛原中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県海草郡紀美野町

2 調査を行った時期

令和2年5月26日から令和3年11月25日まで

3 成果の名称

和歌山県海草郡紀美野町毛原中の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県海草郡紀美野町毛原中の一部地区

5 認証年月日

令和4年3月29日

和歌山県告示第547号

和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県海草郡紀美野町

2 調査を行った時期

令和2年5月26日から令和3年11月25日まで

3 成果の名称

和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区

5 認証年月日

令和4年3月29日

和歌山県告示第548号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年12月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年3月29日

和歌山県告示第549号

和歌山県有田郡有田川町大字大蔵の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年10月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字大蔵の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字大蔵の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年3月29日

和歌山県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町清川字中用川1780番7地内	旧	9.33 ∟ 26.55	210.90	
同上	新	9.33 ∟ 26.55	210.90	
同上	新	9.20 ∟ 28.98	172.60	

和歌山県告示第551号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡みなべ町清川字中用川1780番7地内

供用開始の期日 令和4年4月15日

和歌山県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津野字鳥居321番地先から同市原野字久保69番2地先まで	旧	10.68 } 16.68	402.00	
同上	新	10.68 } 22.76	402.00	

和歌山県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

海南市下津町笠畑字西ノ岡117番1地先から同市下津町笠畑字西ノ岡108番1地先まで	旧	10.23 } 23.71	100.26	
同上	新	10.23 } 26.56	85.05	

和歌山県告示第554号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南吉備線

供用開始の区間 海南市下津町笠畑字西ノ岡117番1地先から同市下津町笠畑字西ノ岡108番1地先まで

供用開始の期日 令和4年4月15日

和歌山県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字彦ヶ瀬字仮底19番7地先から同町大字彦ヶ瀬字仮底11番1地先まで	旧	10.61 } 23.81	364.60	
同上	新	10.61 } 35.53	345.93	

和歌山県告示第556号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 生石公園線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字彦ヶ瀬字仮底19番7地先から同町大字彦ヶ瀬字仮底11番1地先まで

供用開始の期日 令和4年4月15日

和歌山県告示第557号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、すさみ古座線（仮称2号トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する工事の名称等

(1) 工事年度及び工事番号

令和4年度 県債道改交金 第134-15号

(2) 工事名

すさみ古座線（仮称2号トンネル）道路改良工事

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格の確認を申請する日（以下「資格確認申請日」という。）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件を満たす共同企業体であること。

ア 構成員が3者であること。

イ 各構成員の出資比率がそれぞれ20%以上であること。

ウ 経営形態が共同施工方式であること。

エ 各構成員に在籍する土木一式工事の監理技術者の数を合計した数が5名以上であること。

(2) 共同企業体の代表者である構成員が次のアからエまでに掲げる要件を満たしていること。

ア 共同企業体において施工能力及び出資比率が最も高い構成員であること。

イ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の土木一式工事に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。）に係る総合評定値（（3）シにおいて「総合評定値」という。）が1,000点以上であること。

ウ 平成19年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあつては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。）としてNATM（New Austrian Tunneling Method）による道路トンネル工事を完成させ、引渡しが完了した施工実績を有していること。

エ 次の要件を満たす監理技術者を専任ですさみ古座線（仮称2号トンネル）道路改良工事の本契約日時点で配置できる見込みであること。

（ア）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。）であること。

a 1級建設機械施工技士の資格を有する者

b 技術士の資格（技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」（平成30年度まで）又は「農業農村工学」（令和元年度以降）とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」（平成30年度まで）、「農業農村工学」（令和

元年度以降)、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに限る。)を有する者

c a又はbに掲げる者と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者

(イ) 平成19年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請(元請が共同企業体の場合にあつては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。)の従業員としてNATMによる道路トンネル工事に従事し、完成させ、引渡しが完了した施工経験(主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐その他これらに準ずる者として、掘削から覆工までの一連の施工を管理・監督した経験に限る。)を有する者であること。

(ウ) 土木一式工事の監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であること。

(エ) 資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用及び権利構成)をいう。)を有している者であること。

(3) 共同企業体の構成員(代表者であるものを含む。)がそれぞれ次に掲げる要件を満たしていること。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を排除されている者でないこと。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者(その申立てに係る再生計画認可の決定がなされている者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者(その申立てに係る更生計画認可の決定がなされている者を除く。)でないこと。

エ すさみ古座線(仮称2号トンネル)道路改良工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

オ 建設業法第3条第1項の許可を受けている者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けている者でないこと。

キ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年制定)に基づく入札参加資格停止の措置を受けて、その措置の期間中にある者でないこと。

ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年制定)に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者でないこと。

サ 次に掲げる規定の適用を受けるものがある場合には、その適用を受ける規定による届出の義務を履行している者であること。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

シ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の総合評価値が850点以上であること。

ス 次の要件を満たす主任技術者を専任ですさみ古座線(仮称2号トンネル)道路改良工事に配置できる見込みであること。ただし、共同企業体の代表者である構成員にあつては、この限りでない。

(ア) 次に掲げる国家資格を有する者であること。

a 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有する者

b 1級建設機械施工技士又は2級建設機械施工技士の資格を有する者

c 技術士の資格(技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」(平成30年度まで)又は「農業農村工学」(令和元年度以降)

とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」(平成30年度まで)、「農業農村工学」(令和元年度以降)、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))とするものに限る。)を有する者

(イ) 資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用及び権利構成)をいう。)を有していること。

セ この入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

(4) 共同企業体の構成員とこの一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との関係において、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

ア 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。))とその親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。))である場合

イ 親会社等が同一である子会社等同士の場合

ウ 一方の役員(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役(会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における同法第38条第2項に規定する監査等委員である取締役、同法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社の取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び同法第348条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている取締役を除く。))、同法第402条第1項の規定により指名委員会等設置会社に置かれた執行役、同法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている社員を除く。))、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。)が他方の役員を兼ねている場合(一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中である場合又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。))である場合を除く。)

エ 一方の役員が、他方の管財人(民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。オにおいて同じ。))を兼ねている場合

オ 一方の管財人が、他方の管財人を兼ねている場合

カ 組合(共同企業体を含む。))とその組合員である場合

キ その他アからカまでに掲げる場合のいずれかと同視することを相当と認められる場合

3 資格確認申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類(以下「申請書類」という。)は、次のとおりとし、申請書類のうち、ア及びオからケまでに掲げる書類は共同企業体の代表者である構成員のみが提出するものとし、それら以外の書類は共同企業体の全ての構成員がそれぞれ提出するものとする。
なお、ク及びケに掲げる書類の作成は、入札説明書に定めるところにより行うこと。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票(いずれも提出日において発行後3か月を経過していないもの)

ウ 印鑑証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)

エ 使用印鑑届

オ 共同企業体の協定書の写し

カ 2 (1) エの要件を満たすことを証する土木一式工事の監理技術者資格者証の写し及び在籍を確認できる雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し

キ 2 (2) イの要件を満たすことを証する建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書(サ及びシにおいて「総合評定値通知書」という。)の写し

- ク 2 (2) ウの要件を満たすことを証する書面
- ケ 2 (2) エの要件を満たすことを証する配置する予定の監理技術者に関する書面
- コ 2 (3) キの要件を満たすことを証する書面の写し
- サ キ又はシの総合評定値通知書において「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の項目のうち数値等が「無」であるものについて資格確認申請日において加入している場合又は適用除外である場合にあっては、2 (3) サの要件を満たすことを証する次に掲げる書面の写し
- (ア) 健康保険に加入している場合は、健康保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- (イ) 厚生年金保険に加入している場合は、厚生年金保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- (ウ) 雇用保険に加入している場合は、雇用保険料の納入に係る領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (エ) 適用除外である場合は、社会保険等に関する誓約書
- シ 2 (3) シの要件を満たすことを証する総合評定値通知書の写し
- ス 2 (3) スの要件を満たすために配置する予定の主任技術者について、次に掲げる書面
- (ア) 2 (3) ス (ア) の要件を満たすことを証する書面
- (イ) 2 (3) ス (イ) の要件を満たすことを証する雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し
- セ 委任状（共同企業体の構成員が、支社長、営業所長等に共同企業体協定の締結権限等を委任する場合）
- ソ 不当要求行為等の防止に係る誓約書

- (2) (1) のア、エ、ク、ケ、サ (エ) 及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、令和4年4月15日（金）から同年5月16日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行うものとする。

なお、これらの申請書類の様式は、和歌山県公共工事等入札情報システムから、ダウンロードすることができる。

ア 和歌山県公共工事等入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

イ ダウンロードすることができる期間

令和4年4月15日（金）から同年5月16日（月）までの間（午前3時から午前5時までの時間その他メンテナンス等により不定期に利用を停止する時間を除く。）

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年4月18日（月）から同年5月16日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に和歌山県県土整備部道路局道路建設課に対して行うものとする。

4 資格確認申請書類の提出期間及び提出場所又は提出先

- (1) 令和4年4月18日（月）から同年5月17日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同年5月17日については、午後2時）までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により資格確認申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和4年5月17日（火）午後2時までに、和歌山県県土整備部道路局道路建設課へ必着させること。
- (3) 電子メールにより資格確認申請書類を提出する場合は、令和4年5月17日（火）午後2時までに、5に掲げる電子メールアドレス宛に送付すること。なお、原本の提出が必要となる書類については、後日原本確認を行う。

5 資格確認申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3092

電子メールアドレス e0802002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格確認申請書類に使用する言語

資格確認申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

入札参加資格審査の結果は、共同企業体の代表者に対して入札参加資格確認通知書の郵送により令和4年6月10日（金）までに通知するものとする。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和4年6月13日（月）から同月21日（火）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、令和4年6月24日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第558号

昭和50年和歌山県告示第158号（河川区域の指定）、昭和54年和歌山県告示第898号（河川区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第138号（河川区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第240号（河川区域の変更）、昭和55年和歌山県告示第308号（河川区域の変更）、平成14年和歌山県告示第592号（河川区域の変更）、平成27年和歌山県告示第412号（河川区域の変更）及び平成28年和歌山県告示第399号（河川区域の変更）で指定した紀の川水系に係る一級河川和歌川について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による区域を次のように変更する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

次の図面（第9号図）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の規定による区域以外の区域

次の図面は省略し、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第559号

河川区域の変更により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 河川の名称 一級河川和歌川

2 廃川敷地が生じた年月日 令和4年4月15日

3 廃川敷地の位置 和歌山市南材木丁一丁目16番地先

4 廃川敷地の種類及び面積 土地46.67㎡

和歌山県告示第560号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

新宮都市計画道路（3・4・2号千穂王子ヶ浜線、3・4・1号熊野大橋三輪崎線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県新宮市千穂一丁目、千穂二丁目、千穂三丁目、浮島、井の沢、神倉一丁目、神倉三丁目、橋本二丁目

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第561号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

紀の川都市計画道路（3・4・4号打田重行線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県紀の川市東大井字正覚、東山、角田、八千堂

北大井字大東、車池

南勢田字五明、杉ノ尾

北勢田字角矢

重行字西平尾、東平尾、東柳原、東中原

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

御坊都市計画道路（3・5・6号駅前御菌橋線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県御坊市菌字茶免、中島

削除した部分

和歌山県御坊市御坊字西中筋

藪字新町

日高郡美浜町大字田井字中畑、西畑、番留

大字吉原字河ノ上、大松原、尾ノ上、前畑、西畑

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第563号

和歌山県物品・役務電子調達システム構築及び運用保守等業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県物品・役務電子調達システム構築及び運用保守等業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和4年3月30日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社オーイーシー

大分県大分市東春日町17番57号

5 落札金額

455,400,000円（うち消費税及び地方消費税の額41,400,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和4年2月18日

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

令和4年4月15日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。

2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。

3 この指示の有効期間は、令和4年4月24日から令和5年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名(免許番号) 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	鈴木誠 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	弁天前定置水産株式会社 (和定第9号)		
	弁天前定置水産株式会社 (和定第10号)		周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年7月31日まで
東牟婁郡太地町地先	代表者岸野知夫ほか3名 (和定第12号)		10月20日から翌年7月31日まで
	代表者岸野知夫ほか3名 (和定第13号)		5月1日から翌年12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)		10月20日から翌年7月31日まで

別掲1

和共第21号の区域のうち下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域

番号	緯度(北緯)	経度(東経)
ア	33度52.86分	135度03.48分
イ	33度52.83分	135度03.35分
ウ	33度52.71分	135度02.78分
エ	33度52.38分	135度03.09分
オ	33度52.35分	135度03.49分
カ	33度52.92分	135度06.33分
キ	33度53.38分	135度06.53分
ク	33度53.51分	135度06.53分

(数値はいずれも世界測地系)

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における下表ア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

番号	緯度（北緯）	経度（東経）
ア	33度35.91分	135度19.39分
イ	33度35.16分	135度21.49分
ウ	33度34.68分	135度20.92分

（数値はいずれも世界測地系）

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年4月15日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

（定義）

1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。

（採捕の制限）

2 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。

（承認の対象）

3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

（承認証の携帯）

4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

（報告書の提出）

5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

6 この指示の有効期間は、令和4年5月16日から令和5年5月15日までとする。

（制限又は条件）

7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 3の(1)又は(2)に該当する場合
 - ア 3の(1)又は(2)に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
 - イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。
- (2) 3の(3)に該当する場合
 - ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。
 - イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。
 - ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

（取扱要領）

8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。

公 告

入札公告

すさみ古座線（仮称2号トンネル）道路改良工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の条例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

令和4年4月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事年度及び工事番号 令和4年度 県債道改交金 第134-15号

(2) 工事名 すさみ古座線（仮称2号トンネル）道路改良工事

(3) 工事場所 西牟婁郡すさみ町周参見外地内

(4) 工事概要 延長1,262.5m 幅員5.5（7.5）m

トンネル工（New Austrian Tunneling Method）

L=1,190.0m（CⅠ=33.0m、CⅡ=711.0m、DⅠ=382.0m、DⅢ=64.0m）

補助工法

注入式フォアポーリング L=7.0m

補強土壁工 241.0m²

現場打ボックスカルバート（2300×2600） 99.0m³

(5) 工期 1,050日間

(6) 予定価格 事後公表

(7) 調査基準価格 設定有り・事後公表

(8) 施工形態 共同企業体

(9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE(Value Engineering)方式工事である。

(10) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領（平成21年制定）に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。

(11) 本工事は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価の対象工事である。

(12) 本工事は、低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査制度の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和4年和歌山県告示第557号に規定するすさみ古座線（仮称2号トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 入札手続等

(1) 入札契約事務担当課

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3092

(2) 入札説明書等の交付、閲覧場所、期間、方法等

ア 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

イ 期間

令和4年4月15日（金）から同年6月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

ウ 方法

以下の方法により入札説明書等の交付及び閲覧を行うものとする。

（ア）和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）から、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書をダウンロードすることができる。

a 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

b ダウンロード可能期間

令和4年4月15日（金）から同年6月24日（金）までの入札情報システム利用可能時間

c 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

（イ）入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を（2）イの期間、（2）アの場所において交付する。また、設計図書を（2）イの期間、（2）アの場所においてCD-Rメディアにより閲覧させる（入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書はデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。）。

(3) 技術提案の提出方法、提出場所又は提出先及び期間

ア 持参又は郵送により提出する場合

（ア）提出場所

（2）アに同じ。

（イ）期間

令和4年4月18日（月）から同年5月17日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同年5月17日については、午後2時）までの間。ただし、郵送による提出の場合は、書留郵便により令和4年4月18日（月）から同年5月17日（火）午後2時までの間に到着すること。

イ 電子メールにより提出する場合

（ア）提出先

e0802002@pref.wakayama.lg.jp

（イ）期間

令和4年4月18日（月）から同年5月17日（火）の午後2時までの間

(4) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年施行）に基づき土木工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者は、原則として電子入札システムにより、令和4年6月27日（月）から同月29日（水）までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとする。

（ア）電子入札システム

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

（イ）電子入札システム利用可能時間

午前9時から午後5時30分まで（休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。）

イ ア以外の者は持参又は郵送により、次の場所及び期間に入札するものとする。

(ア) 場所

(2) アに同じ。

(イ) 期間

令和4年6月27日（月）から同月29日（水）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便により令和4年6月27日（月）から同月29日（水）午後5時までの間に到着すること。

(ウ) その他

提出期間外に提出された入札書は、不受理とし、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

(5) その他提出書類

入札書と併せて工事費内訳書及び入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。また、開札の結果、低入札価格調査の対象となった者は、当該調査に係る書類を提出すること。

なお、これらの詳細は、入札説明書に記載するところによる。

(6) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所

(2) アに同じ。

イ 開札日

令和4年6月30日（木）

ウ 開札予定時刻

午前10時

(7) 開札は、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員を立ち合わせて行うものとする。

(8) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日

令和4年7月1日（金）

イ 公表予定時刻

午後2時

(9) 落札決定予定日

令和4年8月1日（月）

(10) 入札結果の公表

落札決定日の翌日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日）

(11) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、(2)アの場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

- a 利付国債又は地方債
- b 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

- a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合
- b 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては、10分の3以上）とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

- a 利付国債又は地方債
- b 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

- a 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
- b 保険会社等の工事履行保証証券による保証がある場合

(3) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

(ア) 入札参加資格がない者

(イ) 入札書の共同企業体の名称、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書又は記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(ウ) 金額の記入がない又は金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(エ) 入札説明書に規定する入札書を用いないで入札をした者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(オ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者

(カ) 次に該当する場合の入札参加者

- a 入札保証金等が未納付の場合又は金額が不足している場合
- b (2) ア (イ) b又は (2) ア (ウ) に係る内容を証する書類に不備があると認められる場合

(キ) 同一の入札について2以上の入札をした者

(ク) 3 (3) ア (イ) 又は3 (3) イ (イ) の期間内に技術提案を提出しなかった者

(ケ) 入札時に工事費内訳書及び入札参加資格確認通知書の写しを提出しなかった者

(コ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者

(サ) 入札書提出の日から落札決定までの間において、2に定める資格の要件のいずれかを満たさなくなった者

(シ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

(ス) 虚偽の技術提案を提出した者

(セ) 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者

(ソ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者

(タ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者

(チ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者

イ アに該当する者を落札者としていた場合には、当該落札者の落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(5)によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。

イ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日を除く。）に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。

ウ 評価値の最も高い入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上、落札者とするものとし、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。

エ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札要領により低入札価格調査を行った上で、落札者とする。

なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員にくじを引かせて順位を決定する。

(5) 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、加算点を加える。加算点の最高点数は50点とする。また、標準点は100点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(6) 総合評価の評価項目

次に掲げる工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

ア 掘削断面が大きくなる非常駐車帯部の地山の安定性確保についての提案

イ 終点側坑口部における地山の安定性確保についての提案

ウ 工事による振動又は騒音の終点側家屋へ及ぼす影響の低減についての提案

エ 残土運搬時における粉塵を低減するための施工方法についての提案

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 議会の議決の要否

要

(10) 支払条件

前払金 有

中間前払金 有

部分払 有

(11) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 令和4年度 請負代金額の約5%の金額

イ 令和5年度 請負代金額の約30%の金額

ウ 令和6年度 請負代金額の約35%の金額

エ 令和7年度 請負代金額の約30%の金額

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(13) 落札決定後から本契約を締結するまでの期間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除する。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(14) その他

その他詳細は、入札説明書に記載するところによる。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Construction work of the 2gou Tunnel

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :

2:00 P.M. 17 May 2022

(3) Time-limit for the submission of technical proposal :

2:00 P.M. 17 May 2022

(4) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system :

5:30 P.M. 29 June 2022 (tenders bring with 5:00 P.M. 29 June 2022 or submitted by mail
5:00 P.M. 29 June 2022)

(5) Contact point for the notice :

Road Construction Division, Road Bureau, Prefectural Land Development Department,
Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-city, 640-8585, Japan
TEL 073-441-3092